

豊岡市 有機農業実施計画

1. 市区町村

豊岡市

2. 計画対象期間

令和5年度～令和9年度

3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

豊岡市は、兵庫県の北東部に位置し、農地は市の中心部を流れる円山川流域の海拔0m地帯から海拔400mほどの神鍋高原などの中山間地域にまで広がり、多様な農業が行われている。

特に、水稲作については2005年のコウノトリ野生復帰(野外放鳥)に向けて、環境創造型農業を推進することとし、生物多様性に配慮した「コウノトリ育む農法」を、兵庫県、JAたじまとともに確立した。

当該農法では、無農薬栽培タイプ(無化学肥料・無農薬=国際水準の有機農業)と減農薬タイプ(無化学肥料・農薬75%減)があり、作付面積は0.7haから始まり2021年度は435haまでに広がっているものの、無農薬タイプの作付け比率は約1/3に留まっている。

本市で取り組まれている有機農業面積は260haと、兵庫県の有機農業面積1,060haの約1/4となっているが、その内水稲が177ha、麦・大豆・そばが76haとなっており、施設・露地を合わせた野菜は7haと、取組面積は市内の一部に限られている。

水稲を含め、土地利用型の有機農産物は実需側との取引がある程度確立し、取組面積も微増ながら増加しているものの、生産者の高齢化が進んでおり、新規取組者の確保及び省力化・省人化となる機械導入を支援する必要がある。

野菜は、新規就農者での取り組みが増えつつあるが個別に販路を確保する必要がある。近年、若手農家を中心としたグループによる大手量販店への販売など、新たな販路も確立されつつあるが、計画的な生産が行えるよう、公共調達を含めた安定的な販路の確保と、規格外品等の有効利用について、食品ロス問題と合わせた仕組みを構築する必要がある。

イ 5年後に目指す目標

○学校給食に無農薬米(※1)を提供する量

R3年度 0.0t → R9年度 90t(全量)

○学校給食で「有機の日」実施回数

R3年度 0回 → R9年度 12回

○学校給食に提供する無農薬野菜(※2)品目数

R3年度 0品目 → R9年度 10品目

○有機農業の面積拡大

R3年度 260ha → R9年度 280ha

○有機農業に取り組む農業者等

R3年度 41戸(26個人・法人、15団体485人)

→R9年度 50戸(30個人・法、20団体)

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

○有機農業の普及

新規に有機農業に取り組みたい者に対し、研修会や支援を行い、有機農業者の増加、取組面積の拡大を図る。

○栽培技術の指導

県(農業改良普及センター)、市及びJAが一体となって栽培技術の指導を行い、有機栽培に伴う減収によって所得が減ることのないよう、収量確保策や品質向上技術の実証を行うこととする。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

○学校給食への提供

米は全量無農薬米への転換を、米以外は地元産を中心に、提供可能な時期・品目から徐々に有機農産物の使用量を増やしていく。

このため、実需側(給食センター)と供給側(生産者)で連絡を密にし、計画的な生産・供給が行えるよう、定期的な話し合いの場を設定するとともに、発注・納品の仕組みづくりを検討する。

あわせて、食育の一環として、生産者による出前授業等により、子ども達に安全安心な地元産農産物に対する意識の醸成を図る。

○規格外品の有効活用

規格外等により市場流通が困難な農産物を廃棄するのではなく、食品加工業者等と連携した加工商品の開発や、子ども食堂へ提供する仕組みづくりを検討する。

○地元飲食店での利用促進

観光地(城崎温泉等)でのレストラン、旅館等で地元産有機農産物の活用、利用拡大について推進等を行う。

○地元産有機農産物のPR

豊岡産有機農産物であることがわかるよう、「コウノトリの舞」認証

ブランドについて、有機農産物とわかりやすいよう認証シールを見直す。

あわせて、ホームページやSNS等による情報発信や、農産物直売所、農産物マルシェでの販売促進PRに取り組む。

○新たな消費・流通システムの検討

有機農産物の安定的な販売・生産を可能にするため、地域支援型農業(CSA) (※3)や参加型保証システム(PGS) (※4)など新しい仕組みの取り組みについて検討する。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図

別紙のとおり

イ 関係者の役割

○行政機関（豊岡市・兵庫県）

有機農業実施計画の実施に必要な事務、支援

○市民・消費者

有機農産物の消費、食育及び情報発信

○有機農業者

有機農業に係る取り組みの施行、実践、PR活動

○農業者

有機農業転換への取組

○JA・農産物直売所・卸売市場・卸業者・有機農業者※再掲

有機農業者の育成、支援、販路拡大及び実需者へ有機農産物供給

○学校給食センター・旅館・飲食店・子ども食堂・小売店・加工業者

有機農産物の販路拡大、PR、商品開発

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

コウノトリ育む農法無農薬栽培における収量及び品質向上対策の技術実証については、JAたじま、兵庫県但馬県民局及び豊岡市で構成するコウノトリ育む農法技術向上協議会でグリーンな栽培体系への転換サポート事業

を実施する。

兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所では、コウノトリ育む農法拡大総合対策事業が実施され、同農法拡大条件整備事業では、栽培経費補助や共同利用機械施設等整備補助により取組面積拡大支援が行われている。

JA たじまでは、やさしい有機農業教室を開校して、有機農業の理論と誰でも取り組める有機農業の技術を体系的に学ぶことができ、有機農業実践者の拡大に繋がっている。

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
兵庫県と共同で基本計画を作成し、計画に沿って推進を行う。

○用語解説

※1 無農薬米

農薬：栽培期間中不使用、化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用で栽培されたお米

※2 無農薬野菜

農薬：栽培期間中不使用、化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用で栽培された野菜

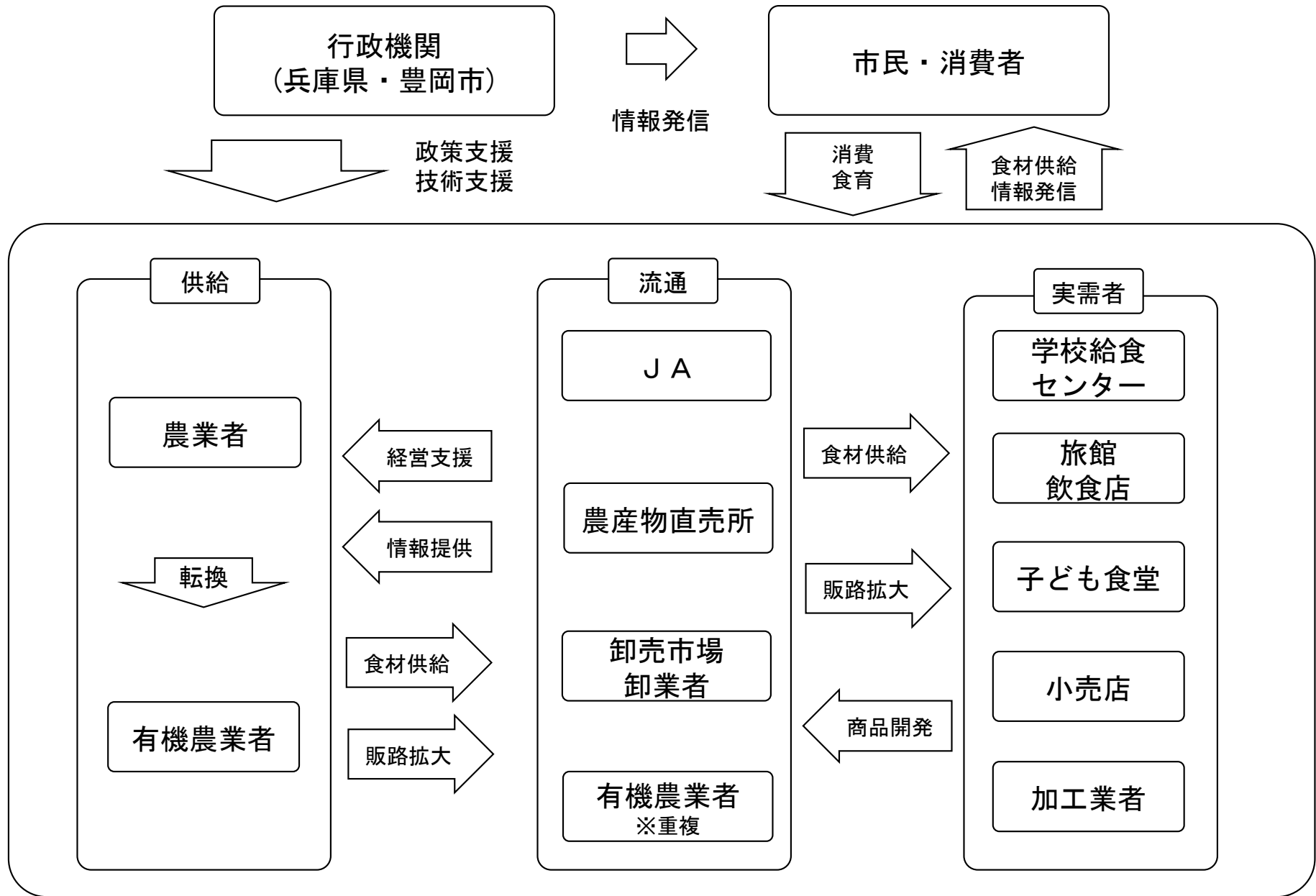
※3 地域支援型農業(CommunitySupportedAgriculture)

農産物のセットの購入を、年間あるいは半年といった期間で、前払いする契約方式

※4 参加型保証システム(ParticipatoryGuaranteeSystems)

地域に焦点を当てた有機農産物の品質保証システムで、信頼、社会的ネットワーク、知識の交換ならびに生産者と消費者との交流を基盤に、消費者の積極的な参加活動に基づいて生産者を認定する。

別紙 実施体制図



別紙
資金計画

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	<p>1. 生産段階 1,250千円</p> <p>(内訳) ・有機農業の普及 960千円 ・栽培技術の指導 290千円</p> <p>2. 流通加工消費等 2,250千円</p> <p>(内訳) ・学校給食への提供 1,650千円 ・規格外品の有効活用 600千円 ・地元飲食店での 利用促進 100千円 ・地元産有機農産物 のPR 100千円 ・新たな消費流通 システムの検討 200千円</p>	<p>1. 生産段階 790千円</p> <p>(内訳) ・有機農業の普及 500千円 ・栽培技術の指導 290千円</p> <p>2. 流通加工消費等 3,500千円</p> <p>(内訳) ・学校給食への提供 3,000千円 ・規格外品の有効活用 100千円 ・地元飲食店での 利用促進 100千円 ・地元産有機農産物 のPR 100千円 ・新たな消費流通 システムの検討 200千円</p>	<p>1. 生産段階 500千円</p> <p>(内訳) ・有機農業の普及 500千円 ・栽培技術の指導 0千円</p> <p>2. 流通加工消費等 500千円</p> <p>(内訳) ・学校給食への提供 100千円 ・規格外品の有効活用 100千円 ・地元飲食店での 利用促進 100千円 ・地元産有機農産物 のPR 100千円 ・新たな消費流通 システムの検討 200千円</p>	<p>1. 生産段階 300千円</p> <p>(内訳) ・有機農業の普及 300千円 ・栽培技術の指導 0千円</p> <p>2. 流通加工消費等 200千円</p> <p>(内訳) ・学校給食への提供 0千円 ・規格外品の有効活用 0千円 ・地元飲食店での 利用促進 100千円 ・地元産有機農産物 のPR 100千円 ・新たな消費流通 システムの検討 0千円</p>	<p>1. 生産段階 300千円</p> <p>(内訳) ・有機農業の普及 300千円 ・栽培技術の指導 0千円</p> <p>2. 流通加工消費等 200千円</p> <p>(内訳) ・学校給食への提供 0千円 ・規格外品の有効活用 0千円 ・地元飲食店での 利用促進 100千円 ・地元産有機農産物 のPR 100千円 ・新たな消費流通 システムの検討 0千円</p>

3の取組内容に対応した年度ごとに記載してください